

多面的機能発揮促進事業に関する計画（変更）の概要

令和5年10月31日

雲 南 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第8条第4項において準用する第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
	○			大東地区	無	令和2年度～令和6年度	大東大月谷集落協定
	○			大東地区	無	令和2年度～令和6年度	大東荒井町集落協定
	○			大東地区	無	令和2年度～令和6年度	大東宮之谷集落協定
	○			大東地区	無	令和2年度～令和6年度	大東清久下集落協定
	○			大東地区	無	令和2年度～令和6年度	大東和野集落協定
	○			大東地区	無	令和2年度～令和6年度	大東引坂集落協定
	○			木次地区	無	令和2年度～令和6年度	木次西日登地区集落協定
	○			三刀屋地区	無	令和2年度～令和6年度	三刀屋古城1集落協定
	○			三刀屋地区	無	令和2年度～令和6年度	三刀屋鍋山集落協定